

告発状

平成 25 年 3 月 18 日

日本国・最高検察庁
小津博司 検事総長 殿

告発人
〒414-0001 静岡県伊東市宇佐美 1972-2
日本セーフティネット協会 0557-47-7184
代表 新村 紘宇二

被告発人
〒003-0025 北海道札幌市白石区本郷通3丁目北1-1
白石区役所保健福祉部 011-861-2400 気付
A 山岸 昌宏
B 稲村 輝

第1 告発趣旨

被告発人A山岸昌宏及び被告発人B稲村輝兩名の下記行為は、刑法第 219 条「保護責任者遺棄致死傷罪」に該当する違法・有責な顕著な殺害行為なので、嚴重なる訴追処罰/死刑を求める次第である。

第2 告発事実

被告発人A山岸昌宏及び被告発人B稲村輝兩名は、平成 23 年 12 月から平成 24 年 1 月にかけて、札幌市白石区東札幌 5 条 6 丁目に住居する佐野湖末枝(当時 42 歳)及び佐野恵(当時 40 歳)の姉妹を、『不保護』による『未必の故意』により、同所において、「保護責任者遺棄致死傷」をもって、「なぶり殺し」にしたものである。(以下、被告発人A山岸昌宏を加害者A、被告発人B稲村輝を加害者B、及び佐野湖末枝(法名「[聖コズエ信女](#)」)を被害者A、佐野恵(法名「[聖メグミ信女](#)」)を被害者Bと記す)

第3 立証方法

- 被害者ABが『要保護者』であったことは、当該『餓死事件』が発覚して以来、公知の事実である。
- 加害者ABが被害者ABを『故意に不保護にした』事実は別紙添付の「[藤井深の日記](#)」・「[佐野湖末枝・恵姉妹見殺し事件面接受付票](#)」の通りである。
- 加害者ABは、被害者ABを『不保護』にすれば、被害者ABが『餓死等』で死んでしまうであろうことは明白に予見される立場にあった。
- 加害者ABは、被害者ABが『餓死等』で死んでしまうことが予見される立場にありながら、『したこっちゃねえ!』と『不保護』という『[水際作戦](#)』を励行し、もって被害者ABを「未必の故意」により「なぶり殺し」にしたのである。

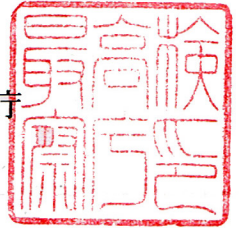
第4 添付資料

- [「藤井深の日記」・「佐野湖末枝・恵姉妹見殺し事件面接受付票」](#) 1通/5枚×2
- [日本セーフティネット協会 協会規約](#) 1通/3枚×2

最高検刑第127号
平成25年4月22日

新 村 紘宇二 殿

最 高 検 察 庁



書面の取扱いについて

貴殿から送付のあった「告発状」と題する書面（本年3月18日付け1通，同月22日付け2通）及び同封資料一切は，本日付けで札幌地方検察庁へ回送しました。

「告発状」に対する最高検の返書

1. 私が、最高検に提出した「**告発状**」に対し、最高検より、別添・「**書面の取扱いについて**」という返書が来た。
2. 該返書に、「**告発状と題する書面**」と記載されているのを見て、私は一瞬「このバカ者め！」という義憤を感じた。これは、「告発状」の「**国益/法益**」を侵害する違法行為だからである。
3. 何という「愚劣な!」、何という「姑息な!」、何という「軽薄な!」、まさに、明らかな悪意をもって、「告発状」の評価を低下させる**衍文**を作成したのである。本来「告発」は公務員の義務である。それをしない不作為の**職権濫用**を暴露された腹いせの**衍文**なのである。
4. 最高検のかかる、「**と題する書面**」という表現は、当該「告発状」の『**実質的内容**』を否定した、「**名目的形式**」の『**取扱宣言**』であり、端から『**そんなもの**』という、当該「告発状」の真正さをバカにした、ぞんざいな言回しなのである。
5. 畢竟、①「**と題する書面**」とは「**題名の書面**」という事であり、②「**題名の書面**」とは「**名目の書面**」という事であり、③「**名目の書面**」とは、「**名目貨幣**」・「**名目資本**」・「**名目賃金**」等々、「**名目書面**」という意味である。「**名前や体裁にはかなっているが実質にそわないさま**」(広辞苑)。「告発状」は、その内容に「**国益/法益**」があるもので、単なる「**名目書面**」ではないのである。
6. もし、最高検が『**二階組**』の『**宦官**』に成り下がっていない、まともな、法治国の最高検察庁であるならば、ごく一般的に次のような文書となるはずである。

「告発状」の取扱いについて

貴殿から送付のあった「告発状」(本年3月18日付け1通, 同月22日付け2通)及び同封資料一切は、本日付けで札幌地方検察庁へ回送しました。

7. それが、

書面の取扱いについて

貴殿から送付のあった「告発状」と**題する書面**(本年3月18日付け1通, 同月22日付け2通)及び同封資料一切は、本日付けで札幌地方検察庁へ回送しました。

と、わざわざ「告発状」を、「**と題する書面**」と付会し、悪知恵を絞って不必要な、揶揄的文言を付け加えたのである。この「**と題する書面**」加六字が**職権濫用**に該当するのである。

8. 「告発状」は、被告発人の訴追処罰を求めるものであって、厳正にして厳粛、且つ、神聖にして真正な、命がけの検証記録である。訴える側も、訴えられる側も、「命がけ」である事を最高検は知るべきである。「告発状」は形式的・独善的な官僚文書ではないのだ!。
9. 我が国は、「**罪刑法定主義**」の法治国の筈である。ところが、生活保護法の、「**要保護者**・**被保護者**」は、憲法で保障された法定手続は一切無視され、「**水際作戦**」という、『**不保護**』=『**抹殺**・**生殺与奪**』が日常茶飯事のように行われているのである。
10. 最高検察庁ともあろう法治国の最高権威機関が、上記7のような**衍文**を故意に書いてるとしたら、我が国の国民は、法定手続を無視された、「その意に反する苦役=究極は**抹殺**」もありという事で、げに恐ろしき『**主権侵害**・**生殺与奪**』の国という事になるのである。

根絶

六大差別

宗教・人種・文明・制度・職業・貧富

日本義塾 主宰 新村紘宇二

告発状(1)

平成 25 年 5 月 1 日

日本国・最高検察庁
小津博司 検事総長 殿

告発人
〒414-0001 静岡県伊東市宇佐美 1972-2
日本セーフティネット協会 0557-47-7184
代表 新村 紘宇二

被告発人
〒413-8550 静岡県熱海市中央町 1 番 1 号
熱海市役所社会福祉課 気付 0557-86-6331
A. 加藤 久晴
〒413-0015 静岡県熱海市中央町 17-15
河西内科循環器科クリニック 0557-83-7830
B. 河西 研一

第 1 告発趣旨

被告発人A加藤久晴及び被告発人B河西研一両名の下記行為は、刑法第 219 条「保護責任者遺棄致死傷罪」及び刑法第 203 条「殺人未遂罪」に該当する違法・有責な顕著な犯罪行為なので、嚴重なる訴追処罰/**無期懲役刑**を求める次第である。

第 2 告発事実

被告発人A加藤久晴及び被告発人B河西研一両名は、平成 23 年 9 月 27 日から平成 25 年 2 月 21 日にかけて、熱海市中央町 17-15「河西内科循環器科クリニック」前バス停A地点から、熱海市水口町 13-15「ハローワーク」B地点、熱海市中央町 1 番 1 号「熱海市役所社会福祉課」C地点、のABC間、**急勾配路上**において、重度の身体障害者/右下肢機能全廃である、梢めぐみ/仮名を、「不保護」による「未必の故意」により、別添・告発状(2)第 7 「状況証拠…」にて、「保護責任者遺棄致死傷罪」及び、熱海特有の、「突風」(最大瞬間風速)等によって、「殺害」(**病死・転倒死・転落死・車轢死・人身事故死等**)せんとしたものである。(以下被告発人A加藤久晴を加害者A、被告発人B河西研一を加害者B、及び、梢めぐみ/仮名を被害者Kと記す)

第 3 立証方法

- 1 被害者Kは、熱海市における生活保護法上の「要保護者・被保護者」であり、重度の身体障害者/右下肢機能全廃であるため、「**障害者加算**」が計上されている者である。この事は「稼働能力・就労可否」判断の「**対象外**」という事である。
- 2 更に、被害者Kは、末期重篤の「右高位変形性股関節症」の股関節置換手術適応者である。この事も「**就労阻害要因A**」に該当する「**就労不能者**」という事である。
- 3 加害者ABは、被害者Kが「**対象外・就労不能者**」である事を知りながら、恰も稼働能力があるかのように、「**就労可・中**」の、虚偽の「医療要否意見書」を作成し、「**偽造公文書行使等罪**」をもって、被害者Kに、「稼働能力があるので働け!、ハローワークに頻繁に通え!、その結果を役所に報告しろ!」と、「**求職活動状況・収入申告書**」12 枚を手渡し、上記第 2 告発事実を着手・実行したのである。

- 4 加害者A Bは、被害者Kが末期重篤の「右高位変形性股関節症」要手術適応者である事を知りながら、**一切の保存療法・手術療法をせず、治療無視・治療放置・手術遺棄をし続け、「骨粗鬆症」「膝関節症」等他を併発させ**、被害者Kを更なる重篤重症に陥し入れ、いたぶり続け、いたずらに副作用の強い薬物/ロキソニンを投与するのみで、違法(**背任罪・詐欺罪**)な「診療報酬」をせしめ/河西研一、せしめさせ/加藤久晴、両者意思疎通による共通の認識をもって『**水際作戦**』を励行したのである。

第4 添付証拠資料

1	「水際作戦」の正体	1通	4枚
2	被害者Kの住民票	1通	1枚
3	被害者Kの 身体障害者手帳	1通	1枚
4	被害者Kの 「申述書」	1通	2枚
5	被害者K「申述書」27記載の当会 回答書 (平成24年11月12日)	1通	1枚
6	被害者K「申述書」33記載の当会 回答書 (平成25年2月25日)	1通	2枚
7	加害者A作成の「ケース記録」平成23年度		
8	加害者A作成の「ケース記録」平成24年度		
9	加害者B等における被害者Kの 「カルテ」	1通	34枚
10	加害者B作成の 「医療要否意見書」 (平成22年11月24日)	1通	1枚
11	加害者B作成の 「医療要否意見書」 (平成23年4月22日)	1通	1枚
12	加害者B作成の 「医療要否意見書」 (平成23年9月27日)	1通	1枚
13	加害者B作成の 「医療要否意見書」 (平成24年7月25日)	1通	1枚
14	加害者B作成の 「医療要否意見書」 (平成25年1月28日)	1通	1枚
15	加害者B等における被害者Kの 「診断書」 (初診時 H22・9・2)	1通	1枚
16	被害者Kの 「検診書」 (初診時 南あたま第一病院 H22・10・15)	1通	1枚
17	被害者Kの 「診断書」 (再診時 済生会平塚病院 H25・3・8)	1通	1枚
18	熱海市内 標高グラフ地図 A地点からB地点	1通	1枚
19	熱海市内 標高グラフ地図 B地点からC地点	1通	1枚
20	熱海市内 標高グラフ地図 C地点からA地点	1通	1枚
21	熱海・網代 突風/最大瞬間風速「日ごとの値」	1通	10枚

第5 添付疎明資料

1	「変形性股関節症とは？」	1通	12枚
2	「股関節機能判定基準 JOA SCORE」	1通	1枚
3	「対症療法の過ち」	1通	2枚
4	「ロキソニン等/消炎鎮痛剤の副作用」	1通	2枚
5	「各種通知・要綱について」 93頁	1通	1枚
6	「稼働年齢者の総点検」 95・96頁	1通	2枚
7	「稼働年齢者能力活用状況点検表」 97頁	1通	1枚
8	「稼働年齢者能力活用状況点検表 記入要領」 99頁	1通	1枚
9	「稼働能力活用の評価の目安」 101頁	1通	1枚
10	「求職活動状況・収入申告書」 表・裏	1通	2枚
11	「就労支援と稼働能力活用要件」 (静岡大学教授 布川日佐史)	1通	13枚
12	「告発状(1)」「告発状(2)」の『全証拠資料・全疎明資料入り CD』	1通	1枚

2. 被告発人D 本木下覚郎の「本罪幫助」の事実

本木下覚郎は、単なる「内科医」「スポーツドクター」であって、「股関節外科/手術」に携わる「整形外科専門医」でないにも拘わらず、「整形外科専門医」が診るべき「要手術・変形性股関節症」の、**告発状(1)**被害者Kを、**転医せず**、当該医療法違反の診療行為を重ね、別添**告発状(1)**の本罪主犯・河西研一と通謀して、「保護責任者遺棄致死傷罪」に該当する、**治療無視・治療放置・手術遺棄**等の違法診療を繰り返し、被害者Kを、主訴外の「骨粗鬆症」「膝関節症」**等他に陥し入れ**、以って本罪主犯・河西研一に協力し、「**本罪幫助**」をしたものである。本件は、河西内科循環器科CLにおける、H22・9・2～H25・2・26の事案である。

3. 被告発人E 斉藤公代の「本罪幫助」の事実

斉藤公代は、本罪主犯・加藤久晴と共謀の上、平成24年11月22日、別紙添付の、「**熱海市生活保護室：加藤より**」の、偽計文書を作成し、田澤三郎医師に、口頭及び同文書をもって、**告発状(1)**被害者Kに係わる「**就労可**」の、虚偽の「診断書」＝「検診書」「医療要否意見書」を作成するよう教唆し、虚偽の「**就労可・軽**」の「診断書」＝「検診書」「医療要否意見書」を作成させ、**偽計業務妨害罪・偽造公文書行使等罪**をして、本罪主犯・加藤久晴に協力し「**本罪幫助**」をしたものである。本件は南あたま第一病院の事案である。

4. 被告発人F 田澤三郎の「本罪幫助」の事実

田澤三郎は、「漢方専門医」及び、単なる「外科医」であって、「股関節外科/手術」に携わる「整形外科専門医」でないにも拘わらず、「整形外科専門医」が診るべき「要手術・変形性股関節症」の、**告発状(1)**被害者Kを、**転医せず**、当該医療法違反の診療行為をもって、上記第2 告発事実3の、斉藤公代の教唆に便乗し、「**就労不能者**」である被害者Kを、「**就労可・軽**」と、虚偽の「診断書」＝「検診書」「医療要否意見書」を作成し、「**偽造公文書行使等罪**」をもって、本罪主犯・加藤久晴の**水際作戦**に協力し「**本罪幫助**」をしたものである。本件は、南あたま第一病院における、H25・1・25&H25・2・5の事案である。

第3 立証方法

- 1 被害者Kは、熱海市における生活保護法上の「要保護者・被保護者」であり、重度の身体障害者/右下肢機能全廃であるため、「**障害者加算**」が計上されている者である。この事は「稼働能力・就労可否」判断の「**対象外**」という事である。
- 2 更に、被害者Kは、末期重篤の「右高位変形性股関節症」の股関節置換手術適応者である。この事も「**就労阻害要因A**」に該当する「**就労不能者**」という事である。
- 3 被告発人C E Fは、被害者Kが「**対象外・就労不能者**」である事を知りながら、恰も稼働能力があるかのように、「**就労可・軽**」の、虚偽の「診断書」＝「検診書」「医療要否意見書」を作成させ(C E)、作成し(F)、「**偽造公文書行使等教唆罪**」及び「**偽造公文書行使等罪**」をもって、被害者Kを陥れ、「稼働能力があるかのように偽計して」、本罪主犯・加藤久晴及び河西研一に、教唆・幫助し、被害者Kを、「**見殺し**」にせんとしたのである。
- 4 被告発人Dは、被害者Kが末期重篤の「右高位変形性股関節症」要手術適応者である事を知りながら、**一切の保存療法・手術療法をせず**、**治療無視・治療放置・手術遺棄をし続け**、「**骨粗鬆症」「膝関節症」等他を併発させ**、被害者Kを更なる重篤重症に陥し入れ、いたぶり続け、いたずらに副作用の強い薬物/ロキソニンを投与するのみで、違法(**背任罪・詐欺罪**)な『診療報酬』をせしめる本罪主犯・河西研一に協力し、「**本罪幫助**」をしたものである。

第4 添付証拠資料

1	「水際作戦」の正体	1通	4枚
2	被害者Kの住民票	1通	1枚
3	被害者Kの 身体障害者手帳	1通	1枚
4	被害者Kの「 申述書 」	1通	2枚
5	被害者K「 申述書 」27記載の当会 回答書 (平成24年11月12日)	1通	1枚
6	被害者K「 申述書 」33記載の当会 回答書 (平成25年2月25日)	1通	2枚
7	加害者A作成の「 ケース記録 」平成23年度		
8	加害者A作成の「 ケース記録 」平成24年度		
9	加害者B等における被害者Kの「 カルテ 」	1通	34枚
10	加害者B作成の「 医療要否意見書 」(平成22年11月24日)	1通	1枚
11	加害者B作成の「 医療要否意見書 」(平成23年4月22日)	1通	1枚
12	加害者B作成の「 医療要否意見書 」(平成23年9月27日)	1通	1枚
13	加害者B作成の「 医療要否意見書 」(平成24年7月25日)	1通	1枚
14	加害者B作成の「 医療要否意見書 」(平成25年1月28日)	1通	1枚
15	加害者B等における被害者Kの「 診断書 」(初診時 H22・9・2)	1通	1枚
16	被害者Kの「 検診書 」(初診時 南あたみ第一病院 H22・10・15)	1通	1枚
17	被害者Kの「 診断書 」(再診時 済生会平塚病院 H25・3・8)	1通	1枚
18	熱海市内 標高グラフ地図 A地点からB地点	1通	1枚
19	熱海市内 標高グラフ地図 B地点からC地点	1通	1枚
20	熱海市内 標高グラフ地図 C地点からA地点	1通	1枚
21	熱海・網代 突風/最大瞬間風速「日ごとの値」	1通	10枚

第5 添付疎明資料

1	「変形性股関節症とは？」	1通	12枚
2	「股関節機能判定基準 JOA SCORE」	1通	1枚
3	「対症療法の過ち」	1通	2枚
4	「ロキソニン等/消炎鎮痛剤の副作用」	1通	2枚
5	「各種通知・要綱について」 93頁	1通	1枚
6	「稼働年齢者の総点検」 95・96頁	1通	2枚
7	「稼働年齢者能力活用状況点検表」 97頁	1通	1枚
8	「稼働年齢者能力活用状況点検表 記入要領」 99頁	1通	1枚
9	「稼働能力活用の評価の目安」 101頁	1通	1枚
10	「求職活動状況・収入申告書」 表・裏	1通	2枚
11	「就労支援と稼働能力活用要件」 (静岡大学教授 布川日佐史)	1通	13枚

第6 追加証拠資料

1.	被告発人C等作成の「 ケース記録 」平成22年度		
2.	被告発人Eの「 偽計文書 」	1通	1枚
3.	被告発人Fの「 検診書 」(平成25年1月25日)	1通	1枚
4.	被告発人Fの「 医療要否意見書 」(平成25年2月5日)	1通	1枚
5.	被告発人B作成の「 診療録 」	1通	2枚
6.	被告発人B等撮影の「 レントゲン写真 」(河西内科循環器科CL)	1通	9枚
7.	被告発人F等撮影の「 レントゲン写真 」(南あたみ第一病院)	1通	11枚

第7 状況証拠：熱海市/町・市民の検証

1. 本件事案は、熱海市及び熱海市民/譜代市民・外様市民の屈折した劣等感に起因する、「よそ者」排除の「水際作戦」なのである。
2. 熱海市は「突風」の町である。
3. 熱海市は日本最大級の「突風＝63.3m/s」(H16・10・9)を記録している町である。
4. その「突風」により、昭和25年4月3日及び10日後の13日、「大火」に見舞われている。この火災を報じる4月14日付朝日新聞の見出しは「熱海また大火、心臓部全滅千十五戸焼く」というものであり、発端は18才少年のタバコの火がガソリンに引火し、折しも、南東からの15メートル以上の強風にあおられ、火は一挙に町全体に広がったものだった。
5. 「熱海大火」の原因は、①『熱海市の町なみが「ひな段上の傾斜地/坂」だった』ことと、②『そこに南東15メートル以上の強風が吹き付けた』ことなのである。この、①「ひな段上の傾斜地/坂」と、②「突風」の悪用が本件事案の核なのである。
6. 熱海市民は、この「熱海大火」の復興を契機として、該復興に寄与した昭和25年4月13日以降～昭和30年4月13日迄の者が、熱海の『殿様＝熱海温泉観光業者/熱海市』の「譜代市民＝官民」となり、復興後の昭和30年4月13日以降に「転入」して来た者は「外様市民＝町民」とされ、「京都」以上に市民差別が徹底された曰く因縁の町なのである。特に、転入四・五年の者は「よそ者」なのである。
7. 畢竟、熱海市を支配している『市民感情』は、前期6の「譜代市民＝官民」が主で、「熱海大火」復興後の、昭和30年4月13日以降の転入市民は、以来、半世紀以上経った今日・現在に至るも、『あいつは、よそ者だ！あいつは北海道から来た流れ者だ！』と、陰口を言われる有様の陰険姑息な町なのである。
8. 本件事案における、主犯・加藤久晴は、上記1～7を背景として、熱海市「譜代官民」が牛耳る、熱海市及び当該「官民感情」に迎合し、熱海市の「譜代官民」を自慢する医師・河西研一と共謀して、完全なる「よそ者」である被害者Kを『謀殺』せんと企んだ『謀殺未遂事件』なのである。
9. 本件主犯・加藤久晴、河西研一及び、教唆犯・井上某の「陰謀」は下記の通りである。
 - (1). まず、被害者Kを「就労可・軽」にし、更に、「就労可・中」に「仕立て」る。
 - (2). そして、『就労指導』として、ハローワークに行け！と「指示」を出す。
 - (3). その「指示」に従って、被害者Kがハローワーク通いをすれば、「病死・転倒死・転落死・車轢死・人身事故死等」が、思惑通り、十分期待できる。
 - (4). 「就労指導・指示」に従わない時は、「指示義務違反」を理由として『保護廃止』に持ち込み、結果、「病死」「餓死」「行き倒れ/野垂死」「事故死」等他にて『謀殺』せんとしたのである。
10. 本件事案の主犯・加藤久晴、河西研一らの『動機』は、上記1～7の熱海市の、「ひな段上の傾斜地/坂」と「突風」に起因した、「熱海大火」によるその復興を挟んでの、熱海市民の、歪んだ市民感情/よそ者排除による『差別感』である。
11. 熱海市は「病んだ町」である。確かに「熱海大火」を契機として飛躍的に復興し、更に、バブルに便乗して大きく惰性的発展もした。然しバブル崩壊後は、無能を極めた「殿様商売」が祟り、無残なまでに倒産破産の連鎖が襲い、観光産業は銀行管理等、暴力団、朝鮮人の獺場となり、日本人の矜持が病んだ町と化した。
12. 熱海市の再興は、熱海特有の「強風」を逆活用した「風力発電」を、熱海の海岸線に沿って「メガフロートパラダイス/洋上水族館・動物園・遊園地・ランド等」の建設と共に展開することである。それしか病んだ熱海市の救いはないのである。

以上